

大阪市監査委員 多賀谷 俊 史
同 金子 光 良
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 21 年 6 月 9 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

市（ゆとりとみどり振興局）は児童遊園事業補助要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平野区役所を通し、喜連東児童遊園運営委員会（以下「委員会」という。）に対し、市有地である喜連東児童遊園の整備費として年間 15 万円の補助金を交付してきた。また、これに隣接した若干の遊具を設置した場所は、ちびっこ広場として、遊具の点検や清掃などのために年間 4 万円の運営助成金の交付を受けてきた。

今回の住民監査請求は、ゆとりとみどり振興局並びに平野区役所が、平成 20 年当初から数々の虚偽申請などで不正に補助金等を受給したことが次々に発覚し、過去に遡って返還させられた委員会委員長（以下「委員長」という。）に対する児童遊園の補助金について、同類の不正受給が容易に予測されるにもかかわらず、市は徹底した調査を怠り、市長は違法に支出された補助金の取消し及び返還を求めず、市の損害が放置されていることに対し、市長は要綱に基づき補助金の支給を取り消し、不当利得を市に返還させるなど、必要な措置を講ずるよう勧告を求めるものである。

本件の児童遊園整備費補助金交付は、ゆとりとみどり振興局及び平野区役所担当者が、補助金申請書等手続き文書の点検や工事の履行確認などを違法に怠り、要綱に違反して補助金を支出しており、市が被った損害が放置されている。

また、①喜連東児童遊園は、要綱第2条「主として不特定多数の児童の利用に供する」目的に反し、児童遊園の周囲はフェンスで囲まれ、通常施錠されていることから、地域の子どもらは自由に出入りできない。②要綱第5条に定める普通児童遊園の条件である「広場とぶらんこ・すべり台・砂場など適当な遊具3点以上」を備えていない。広場の一角がゲートボールで使用され、ベンチ4台が設置されているにすぎない。所管局や区役所担当課は容易に目視で判断がつくはずである。③平成17年度及び平成19年度の整備工事発注先のA社は存在しない。A社による「桜植樹」工事に対する補助金が不正受給として、2年分の補助金が全額返還させられている。市の担当職員らは、「桜植樹」補助金返還時に児童遊園の補助金についても返還を求めるべきであった。④要綱第12条第2項で、補助金について「実施検査のうえ、これを交付する」とあるが、工事の履行確認もされていない。例えば、「樹木の剪定及び植樹工事」や「植樹帯の水道設置」「植樹帯の整備」は、フェンスの外側であり補助金の対象外である。⑤平成18年度は、B社に整地工事として874,020円の工事を発注したとしているが、B社の領収書は日付も空欄で、請求書は日付も社印もない。周辺の住民は2日間にわたる工事を確認していないと言っている。当初の見積書はA社のもの。平成20年度の喜連東児童遊園への整備費補助金は、不受理とされた。

以上のことから、委員会に交付された平成17年度から平成19年度までの喜連東児童遊園整備費補助金45万円（以下「本件補助金」という。）は、虚偽など違法な申請に基づくものであり、市長は要綱に基づき、交付を取り消し、ゆとりとみどり振興局及び平野区役所等関係者に対して委員会の不当利得額の返還をさせるなど必要な措置を講じる必要がある。

なお、住民監査請求の期間制限1年を超えたものについては、不正に受給された補助金の返還請求、不当利得返還の請求を市が怠っていることから、期間徒過に正当な理由がある。

事実証明書・要綱

- ・本件補助金の交付に関する資料
- ・A社に係る商号の会社が見当たらない旨の押印のある登記事項証明書交付申請書（写し）

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

2 請求の受理

本件請求は、本件補助金について、本市職員等が申請書等手続き文書の点検や工事の履行確認を怠るなど、要綱に反する違法不当な公金の支出がある、また、本件補助金の交付先である委員会側による虚偽申請が明らかであるにもかかわらず、あるいは、別の補助金においても不正受給が判明していることからして本件補助金についても同類の不正受給が容易に予測されるにもかかわらず、市は徹底した調査を怠り補助金の返還を求めておらず、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとしてなされたものと解される。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

本件請求のうち、公金の支出を問題とする部分については、いずれも、既に 1 年の監査請求期間を経過しており、支出手続きも公然となされ、情報公開請求等によれば、支出の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する期間徒過についての正当な理由があるとは認められない。

また、怠る事実については、監査請求期間の制限がないのが原則であり、監査委員が当該怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について法第 242 条第 2 項の規定は適用されないとされている。

本件請求のうち、財産（債権）の管理を怠る事実を問題とする部分については、いずれも、委員会側による虚偽申請等、あるいは本市職員等による本件補助金の支出行為とは直接関係のない調査義務違反に起因するとされるものであり、特定の財務会計上の行為等が財務会計法規に違反して違法であるか否か判断をしなければならない関係にはないことから、監査請求期間の制限の適用はなく、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の主張する事由から、本市職員等に、委員会側による虚偽申請等、あるいは本市職員等による本件補助金の支出行為とは直接関係のない調査義務違反に起因する財産（債権）の管理を怠る事実があったか否か。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 21 年 7 月 3 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・以前喜連東地域に係る監査請求があったにもかかわらず、市は本件補助金について調査を行っていない。
- ・フェンスで囲まれ、ほとんど誰も入れないような状態の児童遊園に対して整備費補助金が支出されているのはおかしい。
- ・平野区役所からゆとりとみどり振興局に提出する副申には、調査の結果、整備の必要ありとされているが、どのような調査をしたのか。
- ・約 80 万円の領収書に日付がないのは信じられない。

3 監査対象局の陳述

ゆとりとみどり振興局、平野区役所を監査対象局とし、平成 21 年 7 月 13 日にゆとりとみどり振興局長、平野区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、都市整備局に対し、上記監査対象局の陳述への出席を求めるなど関係人調査を実施した。

5 現地調査

平成 21 年 7 月 22 日に現況確認調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金の根拠規定

法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。また、本市においては、

大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）を定めており、その主な内容は次のとおりである。

ア 目的

補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る。

イ 補助金等の交付の決定等

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行に関する報告を求めることができる。

ウ 補助金等の額の確定等

市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

エ 決定の取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

オ 補助金等の返還

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(2) 児童遊園整備費補助金の概要

児童遊園整備費補助金の概要は、次のとおりである。なお、要綱等については、平成 17 年度、平成 18 年度及び平成 19 年度分は、概ね同様の内容であるため、平成 19 年 4 月現在のものについて記載する。

ア 要綱（昭和 49 年 5 月 20 日制定）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

（ア）目的

児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園の設置及び管理運営に係る補助金の交付等について必要な事項を定める。

（イ）児童遊園の定義

都市公園法による街区公園の補完的施設として、主として不特定多数の児童の利用に供することを目的として、地域住民の組織する児童遊園運営委員会が設置し管理運営する屋外の遊び場であって、要綱で定める設備最低基準に適合した施設とし、普通児童遊園（330 m²以上）、小児童遊園（概ね 200 m²程度）、ちびっこ広場（概ね 100 m²程度）に区分する。

（ウ）補助対象事業

児童遊園運営委員会が既設児童遊園における遊具その他の設備の修理、更新又は増設を行う場合、所要経費の一部を補助する。

（エ）普通児童遊園の設備基準

普通児童遊園は、遊具設備として、広場とぶらんこ・すべり台・砂場など適当な遊具 3 点以上、付属設備として、標識・危険防止柵・ベンチ等を設ける。

（オ）補助金の交付基準

既設児童遊園の遊具その他の設備の修理、更新又は増設については、その所要経費を対象として、1 か所当りの補助金を 15 万円以内とする。

（カ）補助金の交付申請等

補助金の交付を受けようとする児童遊園運営委員会は、児童遊園整備費補助金交付申請書、見積書又は見積書の写し、設備概要図、整備箇所の写真等を区長を通じて、市長あて提出しなければならない。

（キ）補助金の交付の決定

交付の申請を受けた市長は、法令等に違反しないか、補助事業の目的及び内容が適正か等調査し補助金を交付すべきものと認めるときには速やかに交付の決定をし、補助金の交付の申請をした者に通知する。

この調査について、ゆとりとみどり振興局（以下「局」という。）によると、要綱に則り、所定の書類を提出させることにより書面にて行っており、また、区役所においては、申請書とともに見積書等の必要書類がもれなく添付されているか、また、それらが補助事業の目的及び内容に適合しているかを書面により調査し、疑義が生じた際は、児童遊園運営委員長への確認や現地確認などを

行い、適正な申請であると判断した場合のみ「調査の結果、実情に即した計画であり、整備の必要ありと認められる」旨の区長の副申を付けて局へ送付しているとのことである。

(ク) 補助金交付請求書等の提出

交付決定の通知を受けた児童遊園運営委員会は、交付の条件を確認のうえ、速やかに請書を市長あて提出するとともに、事業完了後1か月以内に、請求書、事業実績報告書等を市長に提出し、補助金交付の請求をしなければならない。また、補助金は実施検査のうえ交付する。

この実施検査について、局によると、要綱等で定められた書類が整っているか、内容が妥当かという観点から書面により行っているものであるが、事業実績報告書に添付された写真などで確認できない場合は、区役所を通じて児童遊園運営委員会に写真の追加提出を求めたり、区役所に、現地確認や児童遊園運営委員会に対する聞き取りを依頼しており、場合によっては局が現地確認を行うこととしているとのことである。

また、平野区役所によると、関係書類が揃っているか、また、その内容を確認したうえで、局に引き継いでいる。工事の内容は事業実績報告書に添付された写真などで確認しているが、不明な工事箇所については現地確認を行うこととしているとのことである。

イ 児童遊園事業補助要綱実施細目（昭和58年6月1日制定）

児童遊園事業補助要綱実施細目の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 補助金の交付申請等

補助金の交付申請を受けた区長は、調査のうえ、必要ありと認められる場合は、局長あて副申する。

局長は、交付決定通知を申請者に行う際に、区長に対し、交付決定の通知並びに運営委員会における交付条件の履行についての指導を依頼するとされている。

(イ) 補助金交付査定基準

市長は、補助金の交付決定を行う際は、内容審査のうえ、補助金交付査定基準により交付額を決定する。同基準では、遊具、外柵などのほか、樹木の植栽・伐採・剪定枝処分についても補助の対象とされている。

(3) 喜連東地域に係る住民監査請求等の経緯

平成20年以降提出された喜連東地域に係る住民監査請求の監査結果の要旨等については、次のとおりである。

ア 平成20年7月25日付け平野区地域補助金等に係る住民監査請求（平成20年9月19日大監第49号）（監査対象局：市民局、健康福祉局、平野区役所）

(ア) 請求の要旨

喜連東地区社会福祉協議会に対し交付した補助金（安全で安心して暮らせるまちづくり助成金、老人憩の家運営補助金、高齢者食事サービス事業補助金等）について虚偽申請、虚偽実績報告等が分かった。市は、損害賠償請求権等を行行使して損害を回復すべきところ、請求権行使を怠っている。

(イ) 監査結果の要旨

安全で安心して暮らせるまちづくり助成金等については、請求人の主張から、不正行為等が明らかであるとか、合理的にうかがわれるような事情があるとは言えず、高齢者食事サービス事業補助金について、健康福祉局は、補助金申請者側に 16,442,900 円の返還命令を発していることから、法令上の作為義務があるにもかかわらず相当期間履行していない等の違法事由はうかがわれず、本市職員等に違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があるとは言えない。

(意見) 本件地域補助金等について、現行の審査・チェック体制等を見直し、相手先に対する会計指導を行う等、市民に疑念をもたれないよう努めること。

(ウ) 監査請求に係る市の対応等

平成 20 年 9 月 30 日に、16,442,900 円を大阪市社会福祉協議会から市に返還させた。

イ 平成 20 年 11 月 4 日付け喜連東コミュニティ広場の桜植樹に係る住民監査請求（平成 20 年 12 月 24 日大監第 85 号）（監査対象局：市民局、平野区役所）

(ア) 請求の要旨

喜連東コミュニティ広場に、平成 18 年及び 19 年に桜を植樹したとして地域振興活動補助金の交付を受けた(18 年度 463,870 円、19 年度 581,580 円)。18 年度の植樹の本数、日時等を証明する文書・資料はなく、19 年度の補助金は虚偽の申請に基づくものである。

(イ) 監査結果の要旨

本市職員等としては、必要書類等が整い、特段外見上疑問をはさむ余地がないにもかかわらず、すべからく現場確認等をすべきことは、財務会計上の行為をなすべき際の注意義務の要素として予定されていないと言うほかなく、本件の場合、現場確認等をすべき具体的な事情があったとまでは言えない。なお、監査の過程において、補助金受領者側の不正行為が判明し、既に補助金全額が返還されたことから、もはや請求の利益がなくなったと言うほかない。

(意見) 問題とされた要綱所定の変更申請手続の必要性・あり方の検討も含め必要に応じて審査・チェック体制等を点検・見直すなど、同様事例が発生しないよう不断に本補助金の適正化に努めるべきである。

(ウ) 監査請求に係る市の対応等

平成 20 年 12 月 22 日に、市が地域振興会に対し、平成 18、19 年度の補助金約 104 万円に加算金を加えた計 117 万円を返還させた。

ウ 平成 21 年 1 月 30 日付け喜連東いきいき広場に係る住民監査請求（平成 21 年 2 月 26 日大監第 102 号）

(ア) 請求の要旨

喜連東いきいき広場(約 2,600 m²)（今回請求における喜連東児童遊園の一部）に、無料の使用許可を得ている市有地を利用して駐車料金を徴収すること、また、局が維持管理費（整備費補助金及び運営助成金）を年間約 20 万円支給しながら、管理の履行確認を怠り、補助金を支出することは違法であるので、4 年分の駐車料金約 40 万円、5 年分の維持管理費約 100 万円を返還すること。

(イ) 要件に係る判断等

地方自治法第 242 条の要件を満たさない。

（所感）今後とも、住民が疑念を抱くような事態を招くことのないような公物管理や補助金事務、とりわけ地域団体の指導に努めることが重要であると思われる。

(4) 本件補助金の交付手続等

本件補助金の交付手続等については、次のとおりである。

ア 喜連東児童遊園設置の経緯

平成 11 年 12 月 10 日付けで委員長から市長あてに普通児童遊園設置申請書の提出があり、同申請書は、同年 12 月 13 日付けで平野区長経由で建設局長あて提出された。

なお、同申請書においては、面積は 5,345.08 m²、遊具設備はすべり台、ジャングルジム、低鉄棒、ラダー、砂場等とされ、設置を必要とする理由は、子供の遊び場が極めて少ない状況にあるなどが挙げられている。

イ 補助金交付手続の概要

平成 17 年度以降の補助金交付手続の概要は、次のとおりである。なお、いずれの年度においても、補助金交付申請書には、「調査の結果、実情に即した計画であり、整備の必要ありと認められる」旨の平野区長による副申が添えられていた。

(ア) 平成 17 年度

- ・平成 17 年 9 月 8 日付けで、写真(18 枚)及びA社見積書(235,725 円)が添付された補助金交付申請書が委員長から市長あて提出された。

- ・同年 10 月 17 日付けで、補助金交付決定通知が市長から委員長あて通知された。
- ・同年 10 月 31 日付けで、写真(15 枚)及びA社領収書（同年 10 月 21 日付け、249,375 円）が添付された実績報告書が委員長から市長あて提出された（工期：同年 10 月 20 日から 21 日まで）。
- ・同年 11 月 30 日付けで、補助金 150,000 円が委員長に交付された。

(イ) 平成 18 年度

- ・平成 18 年 3 月 3 日付けで、写真(7 枚)及びA社見積書（874,020 円）が添付された補助金交付申請書が委員長から市長あて提出された。
- ・同年 4 月 3 日付けで、補助金交付決定通知が市長から委員長あて通知された。
- ・同年 4 月 21 日付けで、写真(9 枚)及びB社領収書（日付け不明、874,000 円）が添付された実績報告書が委員長から市長あて提出された（工期：同年 4 月 15 日から 16 日まで）。
- ・同年 6 月 12 日付けで、補助金 150,000 円が委員長に交付された。

(ウ) 平成 19 年度

- ・平成 19 年 4 月 20 日付けで、写真(5 枚)及びA社見積書（222,075 円）が添付された補助金交付申請書が委員長から市長あて提出された。
- ・同年 7 月 2 日付けで補助金交付決定通知が市長から委員長あて通知された。
- ・同年 10 月 16 日付けで、写真(7 枚)及びA社領収書（同年 10 月 15 日付け、222,075 円）が添付された実績報告書が委員長から市長あて提出された（工期：同年 10 月 3 日から 11 日まで）。
- ・同年 11 月 27 日付けで、補助金 150,000 円が委員長に交付された。

(エ) 平成 20 年度

- ・平成 20 年 8 月 22 日付けで、写真(6 枚)及びA社見積書（225,000 円）が添付された補助金交付申請書が委員長から市長あて提出された。
- ・同年 9 月 22 日付けで、補助金交付決定通知が市長から委員長あて通知された。
- ・平成 21 年 3 月 31 日付けで、委員長より児童遊園廃園届と整備費補助金中止申請書を受領

(5) 監査対象局による調査経過等

ア 平成 20 年度における調査

監査対象局は、喜連東地域における一連の住民監査請求の提出を受け、喜連東児童遊園に係る補助金（整備費補助金及び運営助成金）の支出が適正であったかどうか、平成 21 年以降、委員会への調査を行った。

なお、調査を行ったのは、局緑化推進部公園管理担当課長代理、担当係長及び

平野区役所区民企画担当課長である（ただし、3月30日は局のみ）。

（調査の経過）

- 1月7日 喜連東児童遊園について、局が現地確認を行うとともに、喜連東児童遊園に係る補助金の取扱いについて、局と平野区役所とで協議を行った。
- 2月12日 住民監査請求において返還請求が求められている過去5年（平成15年度から平成19年度まで）に交付した児童遊園に係る補助金について、所管局として委員会に対して調査していく意向を伝えた。
- 2月18日 喜連東児童遊園について、再度、現地確認を行った。また、平成19年度の運営助成金に係る実績報告書の内容について聞き取りを行い、委員会にて保管してある当該年度の領収書等と照らし合わせて確認を行った。平成15年度から平成18年度分までの運営助成金についても後日調査を行う旨伝えた。
- 2月27日 本市からの補助金に係る委員会の通帳を確認。過去5年分の補助金の入出金日については、次のとおりであった。

（平成15年度分）

10月3日	整備費補助金入金	150,000円
10月8日	整備費補助金出金	150,000円
翌年4月1日	運営助成金入金	40,000円

（平成16年度分）

11月5日	整備費補助金入金	150,000円
11月11日	整備費補助金出金	150,000円
翌年4月28日	運営助成金入金	40,000円

（平成17年度分）

11月30日	整備費補助金入金	150,000円
11月30日	整備費補助金出金	150,000円
翌年5月1日	運営助成金入金	40,000円

（平成18年度分）

6月12日	整備費補助金入金	150,000円
6月15日	整備費補助金出金	150,000円
翌年4月27日	運営助成金入金	40,000円

（平成19年度分）

11月16日	（補助金の入金を見越し）出金	150,000円
11月27日	整備費補助金入金	150,000円
翌年5月16日	運営助成金入金	40,000円

その他、通帳から、各年度とも喜連東児童遊園に係る光熱水費(電気代・水道代)(運営助成金の補助対象)が支出されていることを確認した。

3月19日及び26日 運営助成金に係る領収書の確認調査を引き続き行った。

光熱水費とその他の支出に係る領収書等の支出額の合計は運営助成金の交付額40,000円を超えており、運営助成金の使途について疑義のないことを確認した。

3月30日 委員会に対し調査を行う中で、委員長から「児童遊園の運営管理をやめたい」旨の申し出を受けていたことから、児童遊園廃園届と児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書の提出を求めた。(3月31日付けで受理)

イ 平成21年度における調査

6月26日 局公園管理担当課長が、当時の委員長に対し、書類審査の経過・工事履行の現場確認実態の再確認を行ったところ、当該業者は実在し、工事も確かに履行されたが、当該業者の工事履行を証明するのは、既に市に提出済みの見積書、領収書、現場写真等しかないとのことであった。

7月8日 局公園管理担当課長及び平野区役所区民企画担当課長が、当時の委員長及び委員に確認を行ったところ、

- ・平成18年度の工事は、当時A社が別の工事で忙しく、B社に工事をしてもらった。B社はA社の下請けだと思った。
- ・工事代金は平成17年度及び平成19年度はA社に、平成18年度はB社に間違いなく支払った。
- ・出納簿はつくっていなかった。
- ・工事は近隣の住宅の人も見ていて間違いなく実施している。

とのことであった。

7月9日 局公園管理担当課長及び担当係長が、領収書に記載されたB社の所在地を訪ねたが、別人が居住していた。B社代表者とは直接面談ができなかったが、近くに住む人の話では2年前までは同所在地で営業していたとのことであった。

平野区役所区民企画担当課長が、A社代表者に確認したところ、現在も個人企業として営業を行っているが、当時工事は確かに行ったものの、現在それを証する書類はないとのことであった。

7月15日及び20日 局公園管理担当課長及び平野区役所区民企画担当課長が、

A社代表者から平成17年度から平成19年度までの工事内容について聴取した。その内容は次のとおり。なお、決裁に添付された写真は全てA社代表者が撮影したとのことである。

(平成17年度の工事について)

- ・既設フェンス改修は外れたフェンスの新設で4箇所ある。(2箇所については工事前後の写真あり)
- ・既設フェンス取付固定は、ネジが外れてフェンスがズレているものをネジで固定した。(工事前の写真あり)
- ・植栽の剪定(写真あり)は数名で行った。植栽の残滓処分はB社に依頼した。

(平成18年度の工事について)

- ・平成18年度の工事はB社に依頼した。椅子設置については、近隣の団地のクスノキが大きくなりすぎて、排水管にも影響があったので、クスノキを伐採し、それを材料に椅子を4つ製作し、まだ木が余ったのでさらに3つ製作した。木を切る機械をB社に貸して、B社が作業を行った。グラウンドゴルフの利用者が休憩できるようそのスタート地点に設置した。(椅子設置後の写真あり)
- ・鋤取り整地は、中央部を高く、周辺部を低くして雨水が周辺部にある会所に流れるようにする必要があるため、B社が車でH鋼を牽引して行った。(工事前後の写真あり)
- ・排水管清掃は、会所に土や落葉が溜まり水が流れにくくなっていたので、高圧洗浄機を借りて、B社が作業した。(会所清掃後の写真あり)
- ・残土処分は、B社が行った。

(平成19年度の工事について)

- ・10月3日から11日までと例年に比べ長期間となったのは、雨で作業が中断したためである。
- ・フェンスの外周部の植栽・剪定・除草は、数名の職人で行った。(同一箇所の工事前後の写真あり)
- ・植栽の残滓処分はB社に依頼した。

7月15日、20日及び22日 局公園管理担当課長及び平野区役所区民企画担当課長が、元町会役員やグラウンドゴルフで児童遊園を利用していた住民などに、喜連東児童遊園の整備工事について、聞き取り調査を行った。

(各住民の話)

(ア) 委員長から依頼され、工事の立会いなどを行った。業者はきっちり工事を行っていた。

17 年度は、フェンスが傷んでいたため、工事前に A 社代表者を案内し、その際 A 社代表者は児童遊園の写真撮影を行った。工事については、後日植栽がきれいになったことなどを確認した。

18 年度は、工事に立ち会い、排水管清掃時に多くのゴミが出たことを記憶している。整地工事は朝 10 時から夕方まで、グラウンドの北西角に山積みされた土を使い、3 人程度の業者により行われたことを確認している。まず 2 トントラック 1 台で H 鋼を引き、根元から雑草を根こそぎ浮かして雑草取りをし、その後土をまき、再び H 鋼で押さえて整地を行っていた。自分も、グラウンドゴルフの利用者の人に頼まれて、年数回、車に乗って小さい鉄板をロープで引いて整地をしたことがあるが、H 鋼をワイヤーで引っ張るような工事は自分はしていないし業者でないとできない。

19 年度も工事に立ち会い、入口付近のグラウンドが整備されたことを記憶している。

(イ) 18 年度の排水管清掃の後に会所から出たゴミが積まれていることを確認した。その際、グラウンドがきれいになっていることも確認した。

(ウ) ダンプのような車でグラウンドを整地しているのを見たことがあるし、年 1 回程度、業者による剪定が行われていたことも記憶している。

(エ) 19 年度春に震災訓練が児童遊園で行われた時点では土は整備されていなかったが、その後土がきれいになったことを記憶している。業者でないと無理な工事だと思う。

(6) 土地の使用関係の経緯

都市整備局は、喜連東児童遊園に係る土地（市営東喜連第 4 住宅用地。以下「本件用地」という。）について、レクリエーション広場管理規程（昭和 52 年 11 月 20 日都市整備局長決裁）に基づき、次のとおり使用承認及び使用承認の取消しを行った。

ア 平成 11 年 11 月使用承認

本件用地の使用については、「大阪市営住宅用地の使用について」（平成 11 年 11 月 1 日付け大都整第 2157 号）により、都市整備局長名で、市営東喜連第 4 住宅児童遊園運営委員長あて使用承認されている。

使用面積は 5,345.08 m²、使用目的は児童遊園、使用期間は平成 11 年 11 月か

らとされている。

イ 平成 21 年 3 月使用承認の取消し

平成 21 年 3 月 31 日付け大都整保第 245 号により、都市整備局長名で市営東喜連第 4 住宅児童遊園運営委員長あて、本件用地の使用承認の取消しが行われた。

2 監査対象局及び関係人の陳述内容等

(1) 局

要綱において、児童遊園とは都市公園法による街区公園の補完的施設として不特定多数の児童の利用に供することを目的として、地域住民の組織する児童遊園運営委員会が設置し管理運営する屋外の遊び場である。

平成 21 年 4 月 1 日現在、市全体で認定している児童遊園は 209 箇所、そのうち平野区には 7 箇所の児童遊園がある。

喜連東児童遊園は、請求人が言うところの児童遊園（西側広場部分）と、ちびっこ広場（東側部分）の両方をあわせて児童遊園として認定している。設置時の申請書に図面の添付もあり、児童遊園としての範囲は明確で、面積は約 5,000 m²である。

喜連東児童遊園のうち、東側部分は、要綱に定めるところの 3 点以上の遊具を設置しており、かつ不特定多数の児童が自由に利用できる状態であり、要綱上の要件を満たしている。西側広場部分はフェンスに囲まれ通常施錠管理されていたが、公園や児童遊園の中にはフェンスを設置しているものもあり、また安全管理上施錠されている場合もあるので、このことをもって一概に児童遊園としての要件に抵触するものではない。しかしながら、西側広場部分については時季により駐車場として使用され、児童遊園としての目的にそぐわない運営管理が判明したため、委員会に対して是正指導してきた。

当該児童遊園は、植樹帯の部分も含めて児童遊園としての認定をしており、植樹帯の部分は市の管理に属するものではない。また、「樹木の剪定および植樹工事」や「植樹帯の水道設置」「植樹帯の整備」いずれも児童遊園整備費補助金の対象としている。

補助金交付における局と区役所との位置付けであるが、交付に係る業務主体は局である。区役所においては、要綱第 8 条及び児童遊園事業補助要綱実施細目第 4 項と第 6 項に定めるところにより、補助金の交付申請の際に必要な書類を運営委員会から提出を受けたのち実情調査を行い、整備の必要性について区長名での副申を添えて局へ提出している。また、交付決定通知を運営委員会に行う際に交付条件の履行についての指導を行うなど、市の窓口としての業務を担ってきている。

本件補助金の交付について、事務処理は適切になされている。交付申請書類の不備はなく、整備内容も要綱に則したものであり、交付決定も滞りなく行われている。

実績報告書には施工業者に支払われた領収書や施工後の現場写真等も添付されており、工事が適正に履行されたことが確認できた。補助金支出も委員長からの請求書に基づき遅滞なくなされていた。唯一、平成 18 年度に実績報告書に添付されている業者からの領収書に領収日が記載されてなかったことは、当時の担当者の確認不足であった。ただし、当該領収書についてもあて先・金額の記載や収入印紙の貼付など他に不備はなかった。今後いっそう事務処理を厳格にしていく。

この間、喜連東地域に係る数々の補助金返還請求があった事実及び平成 21 年 1 月 30 日付け住民監査請求と本件請求を受け、あらためて当局と平野区役所においても徹底した調査を行ってきた。

まず、平成 21 年 1 月に平野区役所から喜連東地域に係る一連の経緯や喜連東児童遊園の使用実態の連絡を受けて、喜連東児童遊園に交付してきた補助金についても調査する必要があるのではないかとの協議を、局と平野区役所において 1 月 7 日から始めていた。

そうした中、平成 21 年 1 月 30 日付けの監査請求の提出を受け、平成 21 年 2 月 12 日から 4 月 3 日までに 7 回にわたり、当局の担当課長代理と担当係長及び平野区役所担当課長で委員会に立入調査を行い、平成 15 年度から平成 19 年度までに交付した整備費補助金並びに運営助成金に関して、領収書や通帳の出入金の記録などを調べた。支出に不透明なものはなく、補助金に係る入出金も通帳から確認できた。

平成 21 年 2 月 18 日には立入調査にあわせて現地調査も実施し、その時点においてフェンスの改修など目視で確認できる範囲内で、整備費補助申請内容にある工事が実施されたことを確認している。

その結果、この間の補助金交付が適正であった旨をこの段階でいったん局として判断した。

また、平成 21 年 6 月 9 日付け監査請求の提出を受けてからは、整備費補助金交付に係る一連の書類の再確認にあわせて、工事の実態等に主眼をおいて調査を行ってきた。

平成 21 年 6 月 26 日に、当時の委員長に連絡し、既に市に提出している書類以外に、工事の実績や会社の存在について確証として示せるものがないか尋ねた。当時の委員長は、工事は間違いなく実施し、A 社も確かに存在した旨を証言した。A 社と B 社の関係については、平成 18 年の工事の際に、既に見積りをとっていた A 社が別に受注した工事で忙しいため、下請けの B 社に施工させたと聞いたとの旨の証言も得ている。

施工当時は、地元での工事を多く請け負っており、「A 社もしくは代表者の方の名前は地域で知っている方も多いのでは」との声も地元住民の複数の方から聞いている。

現時点までの調査で、平成 17 年度と平成 19 年度に施工した A 社が存在しないという点に関しては、以上のように確認した内容から、施工当時に存在していたと考えるのが妥当であり、見積書・領収書については適正であったと考えている。

監査請求書において平成 19 年度に B 社が工事を行っていないという点に関しては、まず、B 社が工事を行ったとされるのは平成 18 年 4 月である。整備費補助金交付申請書並びに実績報告書の内容から、工事が履行されたことを確認している。

しかしながら、聞き取り調査を行うべく追跡調査を行った結果、B 社は倒産・廃業していたが、現在近くに住む B 社代表者の奥さんから平成 21 年 7 月 9 日に話を聞くことができ、B 社が 2 年前まで領収書にある住所地で営業していたこと、A 社の代表者から仕事を請けていたことなどの証言を得た。平成 18 年の工事については、奥さんではわからないとのことであった。B 社が施工していないという事実は確認できていない。

平成 20 年度の整備費補助金については、平成 20 年 8 月 22 日付けで交付申請書の提出があり、審査の結果要件の不備はなかったため平成 20 年 9 月 22 日付けで交付決定を行った。

しかしながら、平野区役所においてこの間の経緯も含め実態把握の必要があり、安全上の緊急性を要する事項ではなかったため委員会に対して工事の実施を保留させていた。

平成 21 年 1 月 30 日付け監査請求の提出を受けて当時の委員長に対して数々の調査を行う中で、「児童遊園の運営管理をやめたい」との申し出もあり、当該児童遊園は市営住宅敷地内にあり住宅管理者である都市整備局の管理下においても使用を続けていけるのではないかと話し合いを続けていたところ、平成 21 年 3 月 31 日付けで委員会から廃園届の提出があり、児童遊園としての認定を取り消した。あわせて平成 20 年度整備費補助金中止・廃止承認申請書の提出があり、これを受理し承認した。

局においては、今後、児童遊園に対する補助金交付に関して疑念を抱かれることのないよう、地元の運営委員会との窓口として事務を行う区役所との連携を一層強くし、より厳格に事務手続きを行っていく所存である。

(2) 平野区役所

平野区役所では、要綱に基づき、運営委員長から市長あての整備費補助金交付申請書の提出がなされた場合、これを局へ送付している。その後、局による補助金の交付決定がなされると、運営委員長あてに決定通知書を送付し、整備後には運営委員長から実績報告書等の提出を受けて、局へ送付するなど、地元の運営委員会と事業実施主体である局の間に立つ、市の窓口としての役割を担っている。

まず、運営委員長からの申請時における区役所の役割であるが、要綱第 8 条に基

づき区役所担当者は、申請書とともに、整備事業に係る見積書、概要図、整備前の写真がもれなく添付されているか、また、それらが補助事業の目的及び内容に適合しているかを、書面によって審査している。書面審査により疑義が生じた際は、運営委員長に、改めて確認したり、現地に出向き確認するなどして、それが適正な申請であると判断した場合のみ、区長の副申をつけて局へ送付している。

因みに、こうした手続きに関わって、区内の児童遊園の整備状況や落書きの有無など、日常的な実態の把握が必要と認識しているため、各運営委員会との連携を密にし、日頃から区役所担当者が現地調査を行うようにしている。また、平成 18 年度からは、区役所の地域安全対策職員を中心に、特に、遊具の安全性の面から、週に 1 回程度、児童遊園の遊具の整備状況についても巡視しており、この際同時に清掃面も確認し、問題があれば、運営委員会に連絡して修理等、改善を求めている。

さらに、平成 18 年度から、運営助成金交付に際して、運営状況を局に副申するよう要綱が改正されたため、区独自の所見基準を設けて、清掃、除草、遊具の整備状況や、ごみの収集状況などについて項目別の評価を行ってきた。

喜連東児童遊園は、清掃、遊具の整備など、大変よく維持管理されていた。また、西側のフェンスで囲まれ、施錠されている部分のところについても、誰でも入れるためには施錠されず開放されていることが望ましいとされる児童遊園の趣旨にそぐわないのではないかと、委員会に申し出たが、委員会から、「治安や防犯などの管理上の問題があり、こちらの部分については、普段は施錠せざるを得ない」との回答を受けてきた。

日常の点検、確認を行う中で、委員長からの申請については、平成 17 年度、平成 18 年度及び平成 19 年度とも申請内容が適正と判断されたため、要綱第 8 条に基づき、区長の副申を添付して、局へ送付した。そして、この 3 ヶ年度について、局の補助金交付決定後に、整備事業が行われ、委員長から提出された事業実施報告書、整備後の写真、平面図、業者の領収書の写しについて、区担当者が書面審査を行い、3 ヶ年いずれの年度も必要書類が整っているものであり、区長の送付書を添え、局に送付した。

区役所でこの事業に関わっている理由は、区民に身近な行政機関として、地元の運営委員会との連絡調整や、関係書類のやり取りに際し、その都度局まで出向かなくてよいよう、区民の利便性を配慮し、区役所で判断可能な書類の不足や不備などを窓口として一義的に審査でき、その場で運営委員会に対し、追加や訂正を求めることができるからである。

そのことから、さらに要綱からも、整備事業に対する直接的な履行確認を求められていないと解するものである。

しかしながら、後日であるが、区担当職員は、平成 17 年度は日常の管理状況点

検の際、既設フェンス改修、植栽の枝払いの確認をしており、平成 18 年度は事業実績報告書が提出された際、当時の担当者が、報告書記載の「会所清掃」の内容が理解できず、会所について現地確認を行い、その際、グラウンドがきれいになっていることを記憶している。平成 19 年度は管理状況点検の際、植樹が剪定されているなど、目視で確認できるものはその時点で行ってきた。

昨年度の一連の喜連東連合に係る事案、とりわけ、「桜植樹」に係る補助金問題については、区として反省している。その反省の上に立ち、本件も含め、委員長が連合町会長をつとめる喜連東連合町会関係に係るすべての本市補助金の調査を行った。そうした中、本件においても一先ず平成 20 年度の本事業の交付決定を保留し、過去の補助金交付の手続きや、局へ送付した平成 19 年度以前の書類の写しを改めて精査し、当時の区の担当者への聞き取りも行ってきた。その後、連合町会長に対する平野区地域振興会からの除名処分、「桜植樹」に係る補助金返還請求と推移したところであり、特に「桜植樹」と工事業者・工事内容が類似する本件の取扱いについて、厳正を期すため、年明けの平成 21 年 1 月 7 日、局担当者と、区役所において今後の対策について協議を行った。

さらに、同年 1 月 30 日付け監査請求を受け、局担当者ととも、委員会に対し、帳簿調査と現地立会等の立入り調査を、2 月 12 日以降、計 6 回実施した。その際、150,000 円については、各年度とも委員会の口座から出金されていることを確認した。

よって、一連の手続きについて、不備や不適正なものはなかったと考えている。

しかしながら、平成 18 年度の委員会あて「B社の領収書」に、領収日の記載がなかったことについては、担当者の点検に見落としがあったものである。今後このようなことのないよう、厳正、的確な事務処理に努めていく。

また、A社の存在の有無については、「桜植樹」監査請求に係る調査の際の平成 20 年 11 月 10 日、代表者に区の職員が現地の立会いを求め、説明も受けている。その際、代表者はたまたま通りがかった近隣の住民の方々に呼び止められ、談笑していたので、地域に知られた人との印象を持ったと聞いている。

また、同月 22 日には、A社の領収証記載の住所へ区職員が出向き、「その代表者」の姓の表札が掛かった居宅を確認しており、個人企業として営業しているものと理解した。

さらに、本件請求に係る調査により、7 月 9 日、区職員が代表者の自宅に電話連絡し、代表者本人から「A社は現在も営業している。個人企業であることから、それを証明するものは見当たらないが、児童遊園の整備は毎年、見積りどおりきっちりと行ってきた。B社は下請けで、2 年ほど前に閉めたと聞いている。」との証言を得ている。

今後、平野区役所としては、区内の児童遊園、ちびっこ広場7か所すべてについて、局からの補助金交付決定がなされ、整備事業が行われる場合、運営委員会に対し、工事日の情報提供を受け、現場工事の立会いを、本年度から区独自で実施することとした。

公園が身近にない地域における児童遊園の役割は大きく、その運営は地域の協力なしには継続しえないものであることから、今後も行政と地域の連携や協働を進めていく中で、区役所の立場として地域による適正な運営を支援していく。

(3) 都市整備局

本件用地は、市営東喜連第4住宅を建設した際、共同施設として整備したもので、本市のレクリエーション広場管理規程に基づき、スポーツやレクリエーション等を通じて、市営住宅の入居者及び周辺地域住民の相互の親睦を図るとともに、地域コミュニティの育成に資するための広場として、地域の運営委員会に対して無償で使用許可を行ってきた用地である。

本件用地はフェンスで区画した西側と、遊具等を設置している東側に分かれているが、地元との協議に基づき、両方をあわせて「レクリエーション広場」として活用することとなり、平成11年11月に市営東喜連第4住宅児童遊園運営委員長に対して使用承認を行った。

本年1月の監査請求では、都市整備局の土地管理行為は、財務会計上の行為としての財産管理行為にあらず、監査請求の対象外との判断であったが、住民が疑念を抱く事態を招くことのない管理に努めることが重要であるとの意見を受けた。

都市整備局としては、監査委員からの意見を厳粛に受けとめ、本来の使用目的に即して、適正かつ適切な管理に努めていくこととし、本件用地の使用承認については、使用条件に反すると認めたことから、平成21年3月31日付けで、市営東喜連第4住宅児童遊園運営委員長に対する使用承認を取り消した。

使用承認を取り消した結果、東側については、現在、条例に基づき、市営住宅の共同施設として維持管理を行っている。また、西側については、新たに選任された連合振興町会長や市営東喜連第4住宅の入居者から、引き続きレクリエーション広場として利用したいとの要望があり、5月には、新たに組織された「喜連東なかよし広場運営委員会」から使用承認願いが提出され、適正な使用運営が行われるものとして6月12日付けで使用承認を行った。

3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 委員会側による虚偽申請等に起因するとされる債権の存否

請求人は、平成 17 年度及び平成 19 年度の整備工事発注先のA社は存在しない、また、平成 18 年度については、周辺住民はB社による 2 日間にわたる工事を確認していないなど、委員会側による虚偽申請等が明らかであり、補助金の返還を求めるべきである旨主張するものと解される。

この点、監査対象局のうち局は、本件補助金の交付について、交付申請書類は整っており、整備内容も要綱に則したものであった。実績報告書には施工業者に支払われた領収書や施工後の現場写真等も添付されており、工事が適正に履行されたことが確認できた。平成 21 年 6 月 26 日に、当時の委員長は、工事は間違いなく実施され、工事代金も平成 17 年度及び平成 19 年度はA社に、平成 18 年度はB社に支払った旨の証言を行った。また、平野区役所は、平成 17 年度は、日常の管理状況点検の際、既設フェンス改修、植栽の枝払いの確認をしており、平成 18 年度は、当時の担当者が会所について現地確認を実施し、その際グラウンドがきれいになっていたことを記憶している。平成 19 年度は、管理状況点検の際、植樹が剪定されているなど、目視で確認できるものはその時点で行ってきた旨説明する。

本件補助金の交付手続について、交付申請書には施工前の写真や見積書が添付され、整備内容も要綱に則したものであり、交付決定も滞りなく行われていた。実績報告書には施工業者に支払われた領収書や施工後の現場写真等も添付されており、補助金支出も委員長からの請求書に基づき遅滞なくなされていた。交付申請書及び実績報告書など決裁関係書類を見る限り、平成 18 年度の領収書に日付が記載されていないことを除き、事務手続は適切になされていることが確認できた。

また、交付申請書及び実績報告書にそれぞれ添付された写真から、少なくとも、平成 17 年度の既設フェンスのネット改修、平成 18 年度のグラウンドの鋤取り整地、平成 19 年度の植栽工事について、工事の着手前と着手後の状況が確認でき、また、平成 18 年度の椅子設置や会所清掃についても着手後の状況が確認できた。

平成 21 年 7 月 15 日及び 20 日に、監査対象局がA社代表者に聴取したところ、交付申請書及び実績報告書に基づき工事を施工したこと及び当時の状況が述べられた。

また、両日に、監査対象局が行った周辺住民からの聞き取り調査によれば、「18 年度と 19 年度の工事に立会い、排水管清掃やグラウンドの鋤取り整地などを確認した。」という方の証言が得られた他、「車でグラウンドを整地しているのを見たことがあり、年 1 回程度、業者による剪定が行われていたことも記憶している。」という方の証言などが得られた。

そうすると、整備内容には鋤取り整地やクスノキを用いた椅子設置など専門業者でなければ行い得ないとされる工事が含まれていることや、決裁関係書類及び監査対象局による工事業者、周辺住民からの聴取内容からして、一部疑念がないわけで

はないものの委員会側の虚偽申請等が明らかであるとまでは言えず、請求人の本市職員等による財産（債権）の管理を怠る事実を違法不当とする主張は前提を欠いていると言わざるを得ない。

(2) 市による調査義務違反に起因するとされる債権の存否

請求人は、別の補助金においても不正受給が判明していることからして本件補助金についても同類の不正受給が容易に予測されるにもかかわらず、市は徹底した調査を怠り補助金の返還を求めている旨主張するものと解される。

この点、監査対象局のうち局は、平野区役所から喜連東地域に係る一連の経緯や喜連東児童遊園の使用実態の連絡を受けて、局及び平野区役所で本件補助金についての協議を平成 21 年 1 月 7 日から始めた。平成 21 年 1 月 30 日付けの住民監査請求の提出を受け、同年 2 月 12 日から 4 月 3 日までに 7 回にわたり、局及び平野区役所で委員会に立入調査を行い、平成 15 年度から平成 19 年度までに交付した整備費補助金並びに運営助成金に関して、領収書や通帳の入出金の記録などを調べ、これら補助金に係る支出に不透明なものはないことを確認した。平成 21 年 2 月 18 日には現地調査も実施し、フェンスの改修など目視確認できる範囲内で、工事が実施されたことを確認した。また、平成 21 年 6 月 9 日付けの住民監査請求の提出を受け、本件補助金交付に係る一連の書類の再確認にあわせて、局及び平野区役所で工事の実態等に主眼をおいて調査を行った旨説明する。

行政の姿勢のあり方としてはともかく、もとより一般的に、別の補助金において不正受給が判明したからといって、直ちに本件補助金について法的調査義務が生じるものではなく、よしんば、請求人が主張する本件の経緯等からして、仮に、法的調査義務が認められるとしても、平成 21 年 1 月 7 日には、局と平野区役所は協議を始めているのであって、喜連東児童遊園の一部エリアの使用について、平成 21 年 1 月 30 日に住民監査請求がなされるまで、具体的な調査に至らなかったのは遅きに過ぎる感があるが、局及び平野区役所は、本件補助金について、同年 2 月 12 日から 4 月 3 日までの期間に 7 回にわたり委員会への調査を実施している。

この間、委員会に立入調査を行い、平成 15 年度から平成 19 年度までに交付した本件補助金等に関して、領収書や通帳の入出金の記録などを調べ、支出に不透明なものはないことを確認するとともに、同年 2 月 18 日には現地調査も実施し、目視確認できる範囲内で、工事が実施されたことを確認している。

また、本件請求を受けて、局及び平野区役所は、A 社及び B 社が工事に関与していないなど委員会側の虚偽申請の有無について、平成 21 年 6 月 26 日から 7 月 22 日までの期間に 6 回にわたり、工事業者、周辺住民などから聞き取り調査を行い、前記のとおり、確認している。

そうすると、市は調査義務を尽くしていないとまでは言えず、請求人の本市職員

等による財産（債権）の管理を怠る事実を違法不当とする主張は前提を欠いていると言わざるを得ない。

4 結 論

以上の判断により、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があったとしてなされた本件請求には理由がない。

（意見）

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、同一地域についてこのように度重なる住民監査請求があったことは、行政に対する不信感の表れとも言え、局及び平野区役所においては、このことを重く受け止め、より一層危機意識をもって業務にあたり、行政としての信頼回復に努めるべきである。